

鳥取県告示第 966 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成19年11月20日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 20 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|---------|--|-------------|
| 倉吉赤碕中山線 | 東伯郡琴浦町大字大父字西平田ヶ平ル756－1地先から同町大字山川字ライコ谷841－4地先まで | 平成19年11月20日 |